組合、宮浦鉱鉱長室事件を上告

運動の正当性を貫く

許されぬ高裁の反動判決

九月一日の、宮浦鉱鉱長室事件控訴審判決公判で、古賀組合長ほか八人の被告に対し、福岡高裁が「控訴を棄却」、有罪の判決をいい渡したことは知られているが、この判決は、第一審の判決理由の内容を百八十度くつがえし、国家権力が組合運動の自由のうえに公然と弾圧を加える反動性をさらけ出した。この判決は将来のためにも許しがたく、三池労組はあくまで組合運動の正当性をつらぬくために、十二日、最高裁に対して上告の手続きをとった。

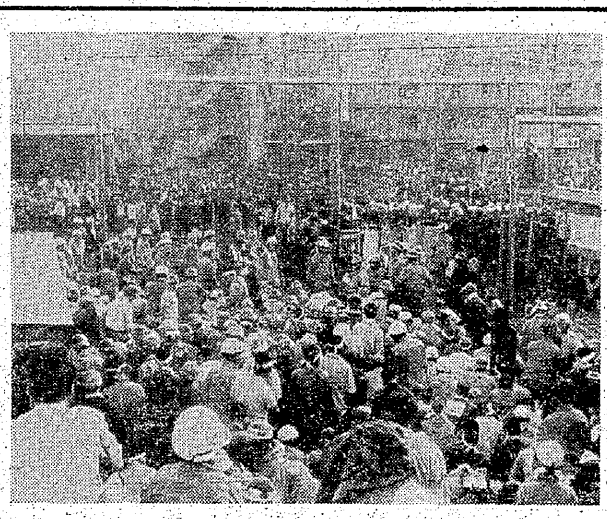

福岡県警の機動部隊は、整然と宮浦鉱鉱長室に座りこみ中の組合員一人ひとりを、強引にひきずり出し、弾圧した。

約三十人の傍聴者が結集した福岡高裁の宮浦鉱鉱長室事件控訴審判決公判で、被告とされた古賀現組合長ほか八人の人びとに対し、「控訴棄却」、全員有罪の判決をいい渡した。

しかも許されぬことは、それぞれ課された刑量こそ一審通りだったものの、かんじんの判決理由が第一審判決がもっていた、比較的民主的な部分をさえ完全にくつがえすものだったことである。

三池労組としては、①この高裁判決は今後の組合活動に重大な影響を及ぼすもので、絶対に承服できぬ。②この事件を理由に解雇され、現在福岡地裁で係争中の地位保全仮処分申請事件の審理に与える影響も大きい――と見て、中央委員会での意志統一のもとに、こんどの上告に踏み切ったもの。

これまでの歩み

当時三池では全山を包みながら三井鉱山の保安無視政策への怒りの抗議が広がっていた。会社はその動きを抑圧するねらいから、とるに足らぬことをいいがかりとして、職場の民主主義を守り、命を守る反合理化闘争の先頭に立っていたところをねらいうちされ、すでに会社から解雇されていた江上正弘さん（当時宮浦鉱仕繰工。中央委員）と井上睦美さん（右同。代議員）の二人の首を切り、職場から追放したのだった。

その問題をめぐる交渉のなかで宮浦鉱側としても「刑事事件など考えていない」、と固く約束していたものを、不当逮捕となったものだった。昭和四十四年六月七日のことである。

怒りが燃えあがるのは当然。宮浦鉱長室で同年の六月九日から十七日まで続く組合員の断固とした抗議の座りこみとなる。そして最後の十七日の夕刻、福岡県警（機動隊）大挙乗りこんでの大弾圧が加えられ、古賀組合長ほかの人びとが逮捕されたのである。

さて一審では、判決公判をのぞき三十二回の公判が積み重ねられた後、四十九年六月二十八日の判決となった。

判決は、暴行の一部と器物損壊について無罪としながらも、全員に懲役四カ月から一年まで（いずれも執行猶予）の有罪刑だった。

概略、本件座りこみ抗議行動は目的、動機において正当な行為である。しかも事態拾収のための交渉中、会社が一方的に交渉を中断し、再三にわたる組合の交渉再開申し入れ、さらに警察の交渉再開勧告を無視したことは不当なばかりでなく、事件を拡大する原因となった。が、本件座りこみの最終段階で、組合側に正当な組合運動を逸脱する若干のゆき過ぎ行為があったことは否めない――、としていた。

いわば、組合は内容で勝って形だけ負けたのだった。

ところが、その後ひきつづき、組合が無罪をつらぬくため争った第二審の判決理由はどうか。

「本件座りこみ抗議行動は、その初めの段階から組合活動の域を逸脱している。再三にわたる組合の交渉再開申し入れや、警察の交渉再開勧告を無視し、会社が交渉を拒否したことは、あの状況のもとではやむを得なかった。また組合はかねて保安要求や保安対策を口にしながら、保安器機を破壊する行為をしたことは許せない」

起訴事実でも、また一審の法廷でも問題にならなかった「保安機器破損」（県警もはいったなかでどうして破損したかわからない）の問題までもち出して、きわめて一方的に組合の責任を問うてきている。これは、明らかに組合運動への弾圧だ。

三池労組は、第二審の反動判決を絶対に許さない。

☆　☆

社会の流れを変えずに救われる道はない

三池じん肺患者の会　山根重人

毎年一回行なわれる全国じん肺患者同盟定期大会に、今年は同井会長と私が参加しました。

今年は四十支部のうち三十四支部が参加し、今年は冒頭より緊張した大会でした。それは、労働省と同盟本部が約束をしている障害等級組入の問題が、九月一日より実施という記事が新聞に出ていたとのニュースがはいったからです。

障害等級組入問題は、管理四の患者が治癒した、と医者が診断したとき、七級、九級、十一級のいずれかに当てはめる、という考え方です。したがってこれを実施するときは、医師と、患者と、同盟が立ち合って、患者が納得したとき実施するよう、各基準局に通達を出す。それまでは実施しない、という約束です。

労働省は四月一日より実施するといっていましたが、じん肺患者同盟をはじめ労働団体の反対で、いまだ実施できずにいるのです。

それが新聞に出たというのですから、緊張するのも当然でしょう。

それは、「赤旗」にだけ出ていました。したがって患者同盟としては、あらゆる手段をつくして絶対反対することを全員で確認し、次に労働省が考えている、長期傷病給付を廃止して休業補償給付だけに改正しようとのことについてこれは一部の組合には休業補償でもよいではないか、との意見もあるようですが、これは非常に危険な考えで、休業補償になれば二ケ月に一回検診を実施し、いつでも切り捨てられるようにするためのものでしかなく、今後は絶対に改悪させない闘いを進めてゆき、同時にじん肺患者が安心して療養できるには、じん肺法の単独立法以外に救われる道はない、という意志統一をし、単独立法の推進に全力をあげることを決定しました。

現今のように種々の職業病が現われている状況から考えますと、古いじん肺法は影をひそめた感があり、原点にもどり、じん肺法の改正には予防と健康管理、診断、治療補償を統合した改正法を望むわけです。

内部障害であるじん肺症は、外部障害のように外見を見て症状を計ることができず、当然内部障害は補償を含めたところの単独立法でなければなりません。

大会に参加して考えさせられたことは、七十歳を過ぎた代表が出席して熱心に討議しておられたことです。あと何年生きていられるかわからないが、安心して療養生活ができるようにしたい、というのがこの方々をはじめ患者全員の願いでもあるのです。

政府も、口では福祉社会を唱えながら、一方では患者の首切りを実施する。これが資本主義の本質でもあるでしょうが、一旦病気になったら、完全に治癒するまで安心して療養生活ができるために、一人ひとりが立ち上がり、社会の流れを変える以外に救われる道はない、と感じた次第です。

合理化に固める覚悟

見せしめ配転の意図崩壊

港務所の会社側から報告

八月十二日のこと、港務所の会社側は、組合の「原職復帰」の要求を理由に、配転した三池労組員二人を、原職に復帰させることを提案してきました。それに対して改めてこれまでのゆき過ぎ配転、場当たり配転に対して、職場の怒りが燃えあがっています。

港務所の会社側は、昭和四十五年の一月十九日組合に対し、〝みいけ木材〟という第二会社をつくって、配転を提案してきました。

もちろん、三池労組は反対してたたかいました。

そのとき三池新労組は配転提案に応じましたが、しかし同労組員はもちろん、労働者の不平不満はかなり知れないものがありました。

その不平不満を抑さえ、労働者へのみせしめに、長年築きあげてきた職場から、三池労組員（いずれも電車運転手）をたたき出したのでした。

もともとこの配転は、右の機関庫係のZD会議（三池新労組をまきこみながら、実施されている）の中で出されてきた提案でした。

三池港駅―西原駅―原万田駅―大平駅―宮内駅―大谷駅―平井駅と、三池港駅―西原駅―原万田駅―妙見駅―桜町駅間の旅客列車運転のための配役で、これまで行ってきた三交代制を二交代制へ。

二交代の勤務時間を、A方午前十一時過ぎ～午後十時ごろまで。B方午後十時過ぎ～翌日午前十時過ぎまで―ということにして、残業を固定する。このZD提案を、会社は表彰も採用したのです。

四十七年三月十三日、右の提案にもとずいて、三池労組員五人、新労組員五人の配転を強行。

ところが一カ月もたたぬ内、月で百時間を越す残業、ひどい時には百三十時間というムチャクチャな勤務となったため、職制は一カ月間の連勤（といっても新労組員だけ）という無謀な計画を組まざるを得なくなりました。

それでも、旅客車の運転手の不平不満を会社はやっとのことで、一年間は抑さえていましたが、四十八年からは、港入れ替え電車運転と三日間交代で乗務する方法で急場を乗り切りました。が、四十九年にはとうとう、二交代制から元の三交代制にもどさねばなりませんでした。

必然的に人員不足と、配転先の作業量減少。組合の主張を認めたという形をとりながら、原職復帰の提案となったのです。

港務指導部は職場討議を重ねた末、このことを二人だけの問題として見ず、これは会社が行った不当なゆき過ぎ配転、みせしめ配転で、これからは絶対にゆるさぬ覚悟を固め、たたかいを強めることを意志統一したのです。

なお、二人のなかまはすでに見習いを終えて、こんど復帰した第一線の職場でがんばっています。

（この項港務指導部M記）

退職金が六千万円也

▼…口を開けば、地方財政の危機を理由に福祉を切りすて、人件費攻撃をする亀井知事は、何と思ったか県議会最終日の本会議に、総額五千九百九十万円もの知事退職金支給議案を提案しました。

ちなみに、月給九十万円の永井文部大臣が八年間在職しても、退職金は九百万円。国の大臣の六倍強で、この額はもちろん、歴代知事の最高額です。

――社会新報から

停年の人びと

こんど、次の人びと（敬称は省略）が停年のために退職。組織を去ってゆかれます。

これからは、国民の苦しみがますます増してゆくことでしょうから、どうかお体を大切にしていただき、いっそう固く手をとり合ってたたかってまいりましょう。

江島さん

四山指導部関係

江島　立樹　九月八日退職

大牟田市藤田町四三〇―三

本所指導部関係

民本　清喜　七月二十八日退職

荒尾市緑ケ丘向日葵町五四

電話二―三六四七番

志水ナツ子　七月三十一日退職

大牟田市大正町四丁目

一〇七―一

電話五―四〇四三番